



2021年4月23日

各位

会社名 ナノキャリア株式会社
代表者名 代表取締役社長 松山哲人
(コード番号：4571)
問合せ先 取締役コーポレート本部長 藤本浩治
(TEL 03-3241-0553)

第三者割当による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債及び 第19回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、2021年4月23日開催の取締役会において、下記のとおり、株式会社ウィズ・パートナーズ（以下「ウィズ・パートナーズ」といいます。）が業務執行組合員を務めるTHEケンコウFUTURE投資事業有限責任組合（以下「THEケンコウFUTUREファンド」又は「割当予定先」といいます。）を割当予定先とする第三者割当（以下「本件第三者割当」といいます。）の方法による第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、その社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」といいます。）及び第19回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権をあわせて、個別に又は総称して、「本件発行証券」といいます。）の募集を行うこと並びに割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で投資契約書（以下「本投資契約」といいます。）を締結することを決議しましたので、お知らせいたします。

1. 募集の概要

(1) 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債

(1) 払込期日	2021年5月10日
(2) 新株予約権の総数	40個
(3) 社債及び新株予約権の発行価額	各本社債の発行価額は28,750,000円（額面100円につき金100円） 新株予約権の発行価額は無償
(4) 当該発行による潜在株式数	3,733,766株
(5) 資金調達額	11.5億円
(6) 転換価額	308円
(7) 募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当の方法により、全額をTHEケンコウFUTUREファンドに割り当てます。
(8) 利率	本社債には利息を付しません。
(9) その他	当社は、割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で本投資契約を締結します。本投資契約において規定される事項の詳細については、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。

(2) 第19回新株予約権

(1) 割当日	2021年5月10日
(2) 新株予約権の総数	97,402個
(3) 発行価額	本新株予約権1個当たり金30円
(4) 当該発行による潜在株式数	9,740,200株（新株予約権1個当たり100株）

(5) 資金調達の額	2,992,903,660 円 (差引手取概算額)
(6) 行使価額	308 円
(7) 募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てます。 THE ケンコウ FUTURE ファンド 97,402 個
(8) その他	当社は、割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で本投資契約を締結します。本投資契約において規定される事項の詳細については、「3. 資金調達方法の概要及び選択理由」に記載しております。

2. 募集の目的及び理由

当社は、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当するための資金調達を行うために、様々な資金調達方法を検討いたしました結果、ウィズ・パートナーズの提案を受けたスキームは、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、当社の資金調達ニーズに最も合致していると判断したため、本件発行証券の発行により資金調達を行おうとするものであります。

資金調達の目的

当社は、日本発の最先端ナノテクノロジーであるミセル化ナノ粒子技術(注1)を活用し、ナノ粒子内に低分子や核酸などを封入した抗がん剤を中心に、革新的な医薬品の開発を進めております(注2)。現在、シスプラチンミセル(NC-6004)、エピルビシンミセル(NC-6300)、導出済みのパクリタキセルミセル(NK105)に加え、2020年9月に吸収合併したアキュルナ株式会社から承継した核酸医薬 PRDM14 siRNA (SRN-14/GL2-800) の4つの医薬品候補が臨床試験段階にあります。また、経営基盤の早期安定化を図るため、経営資源を最大限に活用し、有望な医薬品候補品の導入も積極的に推進しています。現在、2017年11月に Vasucular Biogenics Ltd. (NASDAQ: VBLT) から国内開発・販売権を取得した遺伝子治療製品「VB-111」の国際共同第3相臨床試験への日本参画を2020年11月に独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)に申請しており、セオリアファーマ株式会社と共同で耳科用抗菌薬(ENT-103)の第3相試験も実施しております。

当社は、既存事業であるミセル化ナノ粒子技術をコア技術とした医薬品開発を推進しつつ、当社の成長戦略として“早期収益化と革新技術の取り込みを推進”を掲げております。今後、ウィズ・パートナーズ及びウィズ・パートナーズが無限責任組合員を務めております創薬維新投資事業有限責任組合が株式を100%保有しているアクセリード株式会社(神奈川県藤沢市、代表取締役社長藤澤 朋行、以下「アクセリード」といいます。)と戦略的な関係性をさらに深化させながらその成長戦略を実現化する予定であり、このためには、さらなる成長を目指すためのM&Aや提携の推進による次世代モダリティ技術の獲得、収益化の促進が必須と考えており、これらを実施するための資金の調達を第一の目的としております。

アクセリードは、持株会社として傘下に武田薬品からスピアウトした統合的創薬プラットフォーム企業である Axcelead Drug Discovery Partners 株式会社(神奈川県藤沢市、代表取締役社長 池浦 義典、以下「ADDP」といいます。)を中核企業とし、2021年4月には画期的な経皮投与システムを使った医薬品開発を行う米国ベンチャー企業の PassPort Technologies, Inc. (米国カリフォルニア州、President & CEO Tomoyuki Fujisawa、以下「PPTI」といいます。)を傘下に加え、今後は mRNA 医薬品の受託開発製造(以下「CDMO」といいます。)事業にも進出予定で、医薬品・医療機器の研究開発から製造にわたるバリューチェーンの構築・拡大を計画しております。当社とアクセリードは、昨年12月に当社から既報の通り、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」といいます。)の事業に採用され、同事業のテーマである変形性関節症(OA)に対する mRNA を用いた膝軟骨再生治療薬を開発するための合弁会社である株式会社 PrimRNA(プライムルナ)(東京都中央区、代表取締役社長 藤澤朋行、以下「PrimRNA」といいます。)を設立し、2021年4月に AMED との委託研究契約を締結しております。

当社は、ウィズ・パートナーズからの経営全般に関する支援や製薬企業等との提携支援等、事業開発面での支援に加え、上述の PrimRNA での協業や今後の核酸創薬分野における協業可能性等、アクセリードとは実業面での様々な協同関係が期待され、このようなウィズ・パートナーズ及びア

クセリードとの戦略的な関係性をさらに深化させることが“早期収益化と革新技術の取り込みを推進”という当社の成長戦略を確実に達成させ早期の企業価値向上に繋がると考え、今回の資金調達に至りました。

当社は、抗がん剤の開発に加え、成長戦略の一環として、アキュルナ株式会社の吸収合併による mRNA 創薬などの核酸医薬パイプラインの創出及びオープンイノベーションによる革新的技術の取り込みや、遺伝子治療製品「VB-111」を導入するなど、収益化を見込んだ新しいモダリティによる創薬事業の拡大を推進しています。今後のアクセリドとの関係性進化のための具体的な展開として、PrimRNA の OA 治療薬をはじめとする当社の mRNA 医薬品において、開発早期から mRNA に特化した CDMO との協業、当社のミセル化ナノ粒子技術と PPTI の保有する新経皮吸収システムとの融合、及びファーストインクラス医薬品となり得るシーズを 200 以上持つ ADDP と有望なプロジェクトを推進するなどを視野に入れております。これらにより、新たな治療領域を切り開く真のイノベーションファーマを目指すことができます。

それらの取組みは中長期的に当社の企業価値を最大化することに繋がり、既存株主の皆様をはじめとするステークホルダー各位の利益に資するものと考えております。

なお、今回の資金調達による具体的な資金使途及び支出予定時期につきましては、下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載しております。

(注1) 当社のコア技術であるミセル化ナノ粒子は、水に溶けやすい性質を示すポリエチレングリコール (以下「PEG」といいます。) からなる親水性ポリマーと水に溶けにくい性質を示すリアミノ酸からなる疎水性ポリマーを分子レベルで結合させたブロックコポリマーから構成されます。

ブロックコポリマーを水中で拡散すると、外側が親水性ポリマーで内側が疎水性ポリマーという明確な二層構造を有する平均的な直径 20~100 ナノメートル (nm) サイズの球状の集合体であるミセルを形成します。このミセルの疎水性内核部分に薬物や生理活性物質を封入することができます。アミノ酸の種類や構造を化学的に変化させることで様々な薬物の放出パターンを創生することが可能です。表面を PEG が覆うことで血液中での安定性を確保します。

ミセル化ナノ粒子を応用した医薬品開発の新薬開発上のメリットとしては、ミセル化ナノ粒子内からの薬物放出をコントロールすることで、副作用を引き起こす濃度以下に調整し安全性を高めるアプローチや、投与後の消失の速い薬物などの血中持続性を高めるアプローチ、腫瘍への薬物の移行量を増やすことで効果を高めるアプローチが期待できます。

ミセル化ナノ粒子を利用した抗がん剤開発の患者に期待されるメリットとしては、患者の生存期間の延長やがん関連症状の緩和へ繋がる治療効果の増大、安全性の向上 (=副作用の軽減)、簡便な投与で通院治療が可能になるなどの負担軽減、日帰り治療の可能性などから医療費削減など、患者の QOL の向上を目指しております。

(注2) 当社は、パイプラインの研究開発費用の調達を目的として 2018 年 4 月に第 16 回新株予約権 (行使価額修正条項付) を、資本・事業提携・新規事業費用及び研究開発費用の調達を目的として 2019 年 5 月に第 17 回新株予約権及び第 18 回新株予約権をそれぞれ発行しております。このうち、第 16 回新株予約権の行使による調達資金のうち、現時点までに充当未了である 880 百万円につきましては、当初の予定どおり 2021 年 9 月までの間における NC-6004 をはじめとする開発パイプラインの研究開発費用に充当する予定です。また、第 17 回新株予約権は、行使期間中の当社株価の推移などにより発行時に見込んでいた調達予定資金の額 3,009 百万円に対し、実際の調達額は約 1,915 百万円に留まり、当初企図していた金額規模による資金調達を実現することができなかったため、当該新株予約権の行使による調達資金のうち、現時点までに充当未了である 1,715 百万円につきましては、主に 2021 年 10 月以降の研究開発費用に充当する予定であり、M&A 等の資金ニーズが発生した場合には不足分について自己資金を充当し、又は今回の資金調達による資金の充当を行う予定です。

他方で、第18回新株予約権は現時点までに行使がなされておりませんが、第三者割当による本件発行証券の発行に伴い、第18回新株予約権の行使価額については、381.96円に調整されることとなります(当該調整後の行使価額の適用日は、2021年5月11日です)。これにより、調整前と比較して第18回新株予約権の行使がされやすい状況にはなりますが、第18回新株予約権が行使されずに行使期間が満了した場合は、第18回新株予約権の行使により調達することを想定していた2022年12月までの研究開発資金及びM&A費用の一部については、自己資金の充当又は新たな資金調達による調達を行う方針です。

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

上記「2. 募集の目的及び理由」に記載しましたとおり、当社が引続き提携等により事業領域の拡大や新規事業分野への進出を効率的かつスピーディーに実施するとともに、当社が進めている大型医薬品を目指す基礎研究や開発パイプラインの承認申請を見据えた臨床開発を着実に推進するためには多額の資金が必要です。一方、当社の事業はまだ先行投資段階にあり、当面、研究開発費等の投下経費が収益を上回る状況が続く見込みであり、先行投資により長期に赤字が続く状況に鑑みますと、金融機関からの間接金融により借入を行うのは極めて難しく、医薬品開発を計画的に進め、安定的に事業計画を遂行するためにはエクイティ・ファイナンスによる資金に依拠せざるを得ない状況にあります。

今回の資金調達は、当社が割当予定先に対し、転換期間を約2年7ヶ月間とする本新株予約権付社債(調達額1,150,000,000円)及び行使期間を約2年7ヶ月間とする本新株予約権(最大調達額3,000,000,000円)を第三者割当の方法によって割り当てるものです。本新株予約権付社債においては、発行時点において1,150,000,000円の資金が調達でき、本新株予約権においては、段階的に資金を調達できる仕組みとなっております。また、当社は、当社の判断により、本新株予約権付社債の一部又は全部の償還を行うこと及び本新株予約権の一部又は全部を取得することができます。

(2) 本資金調達を選択した理由

① 株価への影響の軽減

本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日(2021年4月22日)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値299円を基準として、当社の財政状況及び経営状態を鑑み、割当予定先との協議の結果、308円に決定いたしました。当該転換価額及び行使価額については、発行後に修正が行われない仕組みとなっております。当該転換価額及び行使価額の決定については、割当予定先と当社株式の各期間における市場での売買出来高や株価変動、決算短信等の情報開示からの期間等を協議した上で、総合的に判断いたしました。本件第三者割当による資金調達は、一度に調達予定総額に相当する新株を発行するものではなく、株価の動向等を踏まえ、本新株予約権付社債の転換や本新株予約権の行使が行われるため、新株発行の場合と比較して、当社株式の供給が一時的に行われ、株式需給が急速に変化することにより株価に大きな影響を与える事態を回避できます。

② 希薄化の抑制

転換価額及び行使価額は一定の金額で固定されており、下方修正されるものではなく、交付株式数が当初の予定よりも増加し、さらなる希薄化が生じる可能性はありません。本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使は、比較的長期間にわたって徐々に実行される可能性があるため、希薄化は、新株式のみを一度に発行する場合と比べて抑制できると考えられます。また、上記のとおり、当初の想定以上の希薄化が生じることはなく、逆に、株価の上昇局面においては円滑な本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使が期待され、既存株主の利益に過度な影響が及ばない形で資金調達が実現できます。

③資本政策の柔軟性

本新株予約権付社債については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を償還することが、本新株予約権については、一定の条件下において当社の判断によりその全部又は一部を取得することが可能であり、資本政策の柔軟性を確保できます。

④追加的な資金調達

本新株予約権付社債の発行により、無利息による資金調達を行うとともに、当社の技術・事業開発の進捗及び資金需要に応じて、本新株予約権の行使により段階的・追加的に資金調達を行うことができます。

以上から、当社がミセル化ナノ粒子技術を利用した医薬品開発を推進しつつ、当社の成長戦略である“早期収益化と革新技術の取り込みを推進”するためには資金調達が必須である現在の状況、また、下記に記載の投資契約の内容（＜取締役の指名＞及び＜社債権者の選択による繰上償還＞を指します。）及び留意事項、さらには他の資金調達方法と比較検討した結果、今回、本新株予約権付社債及び本新株予約権という調達手法が最良の選択であると認識しております。

当社は、割当予定先の業務執行組合員としてのウィズ・パートナーズとの間で本投資契約を締結する予定であり、本件発行証券の各発行要項及び本投資契約には、以下の内容（＜取締役の指名＞及び＜社債権者の選択による繰上償還＞を指します。）が含まれております。

＜取締役の指名＞

- ① ウィズ・パートナーズは、本件発行証券全ての引受けの実行を条件として、その人選につき当社と誠実に協議の上、当社の取締役を3名まで指名することができます。但し、本件発行証券全ての引受けの実行後、当社の発行済株式総数の総議決権数に占めるTHEケンコウFUTUREファンド及びウィズ・ヘルスケア日本2.0投資事業有限責任組合（以下「ウィズ・ヘルスケアファンド」といいます。）の有する当社の普通株式、本新株予約権付社債、本新株予約権及び第18回新株予約権の総議決権数（潜在分を含みます。）の割合が5%を下回った場合は、ウィズ・パートナーズは当社の取締役を指名できないものとされております。
- ② ウィズ・パートナーズは、本件発行証券全ての引受けの実行を条件として、2名までを上限として、当社の取締役会にウィズ・パートナーズの取締役及び従業員をオブザーバーとして出席させることができます。但し、本件発行証券全ての引受けの実行後、当社の発行済株式総数の総議決権数に占めるTHEケンコウFUTUREファンド及びウィズ・ヘルスケアファンドの有する当社の普通株式、本新株予約権付社債、本新株予約権及び第18回新株予約権の総議決権数（潜在分を含みます。）の割合が5%を下回った場合はこの限りではありません。

＜社債権者の選択による繰上償還＞

本新株予約権付社債の所有者は、当社による一定の組織再編行為が行われた場合や、当社が本新株予約権の取得を決定した場合等、一定の場合には、その選択により、本新株予約権付社債につき、その額面金額の110%に相当する金額での繰上償還を請求することができます。

＜今般の取組みの留意事項＞

① 本新株予約権による資金調達までの必要期間

新株予約権の特性上、新株予約権者が保有する新株予約権を行使しない場合は、当該新株予約権の行使に係る払込金額の払込みが行われないため、本新株予約権に係る資金調達を達成するまでには一定の期間を要することとなります。

② 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のみ間の契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。

③ 本新株予約権に係る行使価額の固定

本新株予約権については、行使価額が固定化されているため、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できず、一方で株価下落時には行使が進まず資金調達が困難となる可能性があります。

④ リファイナンス対応が必要となる可能性

株価が転換価額を下回る水準で推移し、割当予定先が本転換社債型新株予約権を行使しない場合には、満期に額面での一括償還が必要となり、リファイナンス対応が必要となる可能性があります。

<他の資金調達方法との比較>

① 公募増資

公募増資による新株発行は、資金調達が一度に可能となるものの、同時に1株当たり利益の希薄化をも一度に引き起こすため、株価に対する一時的かつ直接的な影響が大きいことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、現時点での当社の業績動向や財務状況等に照らした場合には、当社普通株式の引受けを行ってくれる証券会社を見つけることは困難と考えられ、実際にもかかる提案を証券会社からは受けておりません。

② 株主割当増資

株主割当増資では希薄化懸念は払拭されますが、近年において実施された事例が乏しく、既存株主の参加率が不透明であることから、本件第三者割当と比べて必要資金を調達できない可能性が高く、また、参加率を上げるために払込金額を低く設定した場合には株価に大きな悪影響を与える可能性も否定できないことから、資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

③ 第三者割当増資

第三者割当によって一度に新株を発行する調達手法は、当社にとって有効な方法となり得ますが、現実的にそのような手法で、本資金調達手法と同規模の金額を引受けていただける投資家を見つけることは困難であると考えており、また実際にも見つけられておりません。

④ 借入・社債による資金調達

借入又は社債による資金調達では、調達額が全額負債となるため、今回の資金調達方法としては適当ではないと判断いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	4,152,903,660円
(内訳)	
(ア) 本新株予約権付社債の発行	1,150,000,000円
(イ) 本新株予約権の発行	2,922,060円
(ウ) 本新株予約権の行使	2,999,981,600円
② 発行諸費用の概算額	10,000,000円
③ 差引手取概算額	4,142,903,660円

- (注) 1. 払込金額の総額は、本新株予約権付社債の発行価額の総額及び本新株予約権の発行及び行使に際して払い込むべき金額の合計額であります。本新株予約権の行使による払込みは、原則として本新株予約権に係る新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況により決定されます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、反社会的勢力との関連性に関する第三者調査機関報酬費用、登録免許税及びその他事務費用（有価証券届出書作成費用、及び信託銀行手数料等）の合計額であります。

(2) 調達する資金の具体的な使途

(本件第三者割当による調達資金)

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 核酸創薬を推進 (新しい治療法提供を目指すパイプラインの拡充)	2,000	2021年5月 ～2023年12月
② M&A や提携の推進 (次世代モダリティ技術を獲得、収益化の促進)	2,142	2021年5月 ～2023年12月

上表記載の資金使途の本件発行証券ごとの内訳は以下のとおりです。

(本新株予約権の発行及び行使による調達資金)

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
① 核酸創薬を推進 (新しい治療法提供を目指すパイプラインの拡充)	2,000	2021年5月 ～2023年12月
② M&A や提携の推進 (次世代モダリティ技術を獲得、収益化の促進)	992	2021年5月 ～2023年12月

(本新株予約権付社債の発行による調達資金)

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
② M&A や提携の推進 (次世代モダリティ技術を獲得、収益化の促進)	1,150	2021年5月 ～2023年12月

- (注) 1. 上記の使途及び金額は、従来の経験則に基づいて試算した概算値であります。このため、今後、当社がかかる施策を変更した場合又は当社の取り巻く環境の変化があった場合等、状況の変化に応じて使途又は金額が変更される可能性があります。また、上記の支出予定時期は、かかる施策が順調に進捗した場合を前提としており、今後のかかる施策の進捗状況に応じて変更される可能性があります。なお、具体的な資金使途が変更となった場合は、法令等に従い適時適切に開示します。

2. 上記使途の調達資金を実際に支出するまでは、当該資金は銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。
3. 実際に調達した資金は、上記具体的な資金使途の支払が発生した順に応じて充当いたします。また、資金使途の実行時において、資金調達が行われていなかった場合や、調達した資金が、上記予定の調達する資金に達しない場合は、自己資金の充当を含め、新たな資金調達を行う必要があります。
4. 上記①及び②の具体的な資金使途

① 核酸創薬を推進（新しい治療法提供を目指すパイプラインの拡充）

核酸創薬においては、mRNA 創薬、siRNA 創薬、ASO 創薬※の3つのモダリティを進めており、そのパイプライン及びパイプライン候補は下表のとおりです。これら自社パイプラインの臨床並びに非臨床開発費に充てる予定です。核酸創薬の推進により、当社が臨床開発中の既存パイプラインにこれら新規パイプラインが加わることで、当社パイプラインのポートフォリオが充実し、当社の収益向上に大きく寄与する可能性が期待できます。

※mRNA：タンパク質に翻訳され得る塩基配列情報と構造を持ったRNAを人工的に転写合成し、細胞内に送達することで、目的のタンパク質を作らせませす。多くの疾患を対象とした応用が期待されており、COVID-19などの感染症ワクチンやがんワクチンへも応用が試みられています。

siRNA：siRNAは二本鎖RNAからなり、細胞内で標的mRNAを特異的に切断し、その遺伝子発現を阻害します。

ASO：ASO（アンチセンスオリゴ）は、一本鎖DNAまたはRNAからなり、細胞内で相補的な標的RNAに結合し、そのタンパク質への翻訳を阻害します。また、遺伝子のスプライシング部位に結合し、スプライシングを制御することで機能するものもあります。

核酸創薬分野のパイプライン及びパイプライン候補の概要

モダリティ	パイプライン及びパイプライン候補の名称	現在の状況
mRNA創薬	RUNx1	mRNA医薬を用いた変形性関節症（OA）に対する機能維持治療法の開発を目指すものであり国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の医療研究開発革新基盤創成事業に採択されております。今後は、アクセリードと共同で設立したPrimRNAが主体となり研究開発を進め、OAに対する早期介入治療薬の創製を目指し、製造法確立、非臨床試験、医師主導による第I相臨床試験を目指します。当社は、研究開発の進捗及び同社の資金需要に鑑み、必要に応じ出資等を行います。
siRNA創薬	SRN-14/GL2-800	siRNAと当社独自の核酸デリバリー技術からなる核酸医薬であり、治癒的切除不能又は遠隔転移を有する再発乳がんを対象に公益財団法人がん研究会有明病院において2020年9月より医師主導第I相臨床試験が開始されております。
ASO創薬	TUG1	ASOと当社独自のデリバリー技術からなる核酸医薬であり、国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学との共同研究プロジェクトです。臨床開発への移行を視野に入れた次期パイプライン候補として、非臨床試験を推進しております。本件は、AMEDの革新的がん医療実用化研究事業に採択されております。

② M&A や提携の推進（次世代モダリティ技術を獲得、収益化の促進）

グローバルで最先端の新しい治療法の獲得、オープンイノベーションで多様な革新的技術の取り込みを推進し、創薬企業として持続成長モデルの実現のために充てる予定です。当社

は従来より、医薬品事業の経営基盤構築や関連事業や周辺事業の拡大を加速させるための、資本・事業提携等による外部経営資源の活用や外部成長の取り込みを図るためのM&A等に関する検討を行っており、この成果として、2020年9月にアキュルナ株式会社を吸収合併しております。現在具体的なM&A等の予定先はありませんが、今後もM&A相手先企業について、引き続き幅広く検討してまいります。今後は、1) 核酸創薬等の事業拡大のための有力な企業、2) 医薬品事業の経営基盤強化（開発、製造、販売体制構築等）の上で有力な企業との業務提携や新規事業を対象に検討する予定です。この他、当社は2017年11月にVasucular Biogenics Ltd. から「VB-111」の国内開発権をライセンス・インしていますが、このような臨床後期ステージの有力な他社パイプラインの導入等も対象に検討を進めてまいります。さらに、アクセリードとの提携を行うことで、アクセリード傘下のPPTIが保有する経皮吸収システムや同じくアクセリード傘下のADDPが保有する豊富な医薬品シーズを当社の事業に導入し、当社のミセル化ナノ粒子技術と融合させた次世代のモダリティとして新たなプロジェクトを推進することなども視野に入れております。

5. 前回ファイナンスの調達状況

当社は、2019年5月13日付で、ウィズ・ヘルスケアファンド及びTHEケンコウFUTUREファンドを割当先として、下表①～④のとおり、当社普通株式、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債、第17回新株予約権及び第18回新株予約権を発行いたしました（このうち、第17回新株予約権及び第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行については既存社債が出資されており、新たに調達された資金は存在していません。）。下表①の第三者割当により調達した資金については、調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済みです。そして、下表③のとおり、第17回新株予約権の行使により調達された資金1,915百万円のうち200百万円については、発行時における当初の資金使途に従って充当しておりますが、下表④のとおり、第18回新株予約権については行使期間中の当社の株価推移などから現時点までに行使がなされておらず、現時点までに当初企図していた金額規模による資金調達を実現することができておりません。しかしながら、本「(2) 調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、当社においては、現時点において、核酸創薬を推進（新しい治療法提供を目指すパイプラインの拡充）及びM&Aや提携の推進（次世代モダリティ技術を獲得、収益化の促進）に向けた資金を確保するというニーズが存在していることから、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本件発行証券による資金調達は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2) 本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

①第三者割当増資

払込期日	2019年5月13日
調達資金の額	295,965,000円（差引手取概算額）
発行価額	425円
募集時における発行済株式数	49,456,584株
当該募集による発行株式数	705,800株
募集後における発行済株式総数	50,162,384株
割当先	Cyntec Co., Ltd.
発行時における当初の資金使途	シスプラチンミセル（NC-6004）の臨床開発費用
発行時における支出予定時期	2019年6月～2019年12月
現時点における充当状況	調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済み

②第三者割当による行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

割 当 日	2019年5月13日
発行新株予約権数	40個
発行価額	58,625,000円
発行時における 調達予定資金の額	本新株予約権付社債の発行に際しては既存社債が出資されたため、新たに調達される資金はありません。
割 当 先	ウィズ・ヘルスケアファンド
募集時における 発行済株式数	49,456,584株
当該募集による 潜在株式数	6,122,715株
現時点における 行使状況	8,055,017株（転換（行使）済の新株予約権個数：40個）
現時点における 調達資金の額	—
発行時における 当初の資金使途	—
現時点における 充 当 状 況	—

③第三者割当による第17回新株予約権（行使価額修正条項付）

割 当 日	2019年5月13日
発行新株予約権数	78,400個
発行価額	37,632,000円（1個当たり480円）
発行時における 調達予定資金の額	3,002,720,000円
割 当 先	ウィズ・ヘルスケアファンド
募集時における 発行済株式数	49,456,584株
当該募集による 潜在株式数	7,840,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：7,840,000株 （残新株予約権数一個、行使価額243円） 行使価額は2019年9月10日の最終行使日の価額です。
現時点における 調達資金の額	1,915,386,000円
発行時における 当初の資金使途	資本・事業提携・新規事業費用 基礎研究・開発パイプラインの研究開発費用
発行時における	① 2019年5月～2022年4月

支出予定時期	② 2020年1月～2022年12月
現時点における 充 当 状 況	調達した1,915百万円のうち200百万円を当初の資金使途に従い②の研究開発費用に充当しております。充当残額1,715百万円については、現在進行中のNC-6004の頭頸部がん対象の免疫チェックポイント阻害剤との併用による第Ⅱ相臨床試験費用、セオリアファーマ株式会社との共同開発によるENT103の承認申請までの臨床開発費用、VB-111国際共同第3相臨床試験の国内実施のための開発費用として2021年10月以降、順次充当することを予定しており、支出するまでは銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。

④第三者割当による第18回新株予約権

割 当 日	2019年5月13日
発行新株予約権数	78,400個
発 行 価 額	7,056,000円（第18回新株予約権1個当たり90円）
発行時における 調達予定資金の額	3,009,776,000円
割 当 先	ウィズ・ヘルスケアファンド 56,501個 THE ケンコウFUTURE ファンド 21,899個
募集時における 発行済株式数	49,456,584株
当該募集による 潜在株式数	7,840,000株
現時点における 行 使 状 況	行使済株式数：一株 （残新株予約権数78,400個）
現時点における 調 達 資 金 の 額	－円
発行時における 当初の資金使途	① 資本・事業提携・新規事業費用 ② 基礎研究・開発パイプラインの研究開発費用
発行時における 支出予定時期	① 2019年5月～2022年4月 ② 2020年1月～2022年12月
現時点における 充 当 状 況	－

6. 前々回ファイナンスの調達状況

当社は、2018年4月27日付で、ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社を割当先として、下表⑤のとおり新株式を発行いたしました。当該発行による調達資金は発行時における当初の資金使途に従って全額充当しております。また、同日付で、メリルリンチ日本証券株式会社を割当先として、下表⑥のとおり、第16回新株予約権を発行しましたが、行使期間中の当社株価の推移などにより発行時に見込んでいた調達予定資金の額4,659百万円に対し、実際の調達額は約2,280百万円に留まり、当初企図していた金額規模による資金調達を実現することができませんでした。調達金額のうち1,400百万円を発行時における当初の資金使途に従って充当しております。本「手取金の使途」に記載のとおり、当社においては、現時点において、核酸創薬を推進（新しい治療法提供を目指すパイプラインの拡充）及びM&Aや提携の推進（次世代

モダリティ技術を獲得、収益化の促進)に向けた資金を確保するというニーズが存在していることから、多様な資金調達手段を検討し、総合的に勘案した結果、本件発行証券による資金調達は、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (2)本資金調達を選択した理由」に記載のとおり、現時点における最良の選択であると判断いたしました。

⑤第三者割当増資

払込期日	2018年4月27日
調達資金の額	1,203,000,000円
発行価額	806円
募集時における発行済株式数	43,236,584株
当該募集による発行株式数	1,500,000株
募集後における発行済株式総数	44,736,584株
割当先	ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社
発行時における当初の資金使途	ジーンテクノサイエンス株式取得費用
発行時における支出予定時期	2018年4月
現時点における充当状況	調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済み

⑥第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2018年4月27日
発行新株予約権数	6,481個
発行価額	5,555円（総額36,001,955円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	4,828,422,955円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	43,236,584株
当該募集による潜在株式数	6,481,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：4,668,000株 （残新株予約権数一個、行使価額429円） 行使価額は2020年5月7日の行使期間満了時の価額です。
現時点における調達資金の額	2,290,071,955円
発行時における	開発パイプラインの研究開発費用

当初の資金使途	
発行時における支出予定時期	2018年10月～2021年9月
現時点における充当状況	調達資金約2,280百万円（注）のうち1,400百万円を当初の資金使途に従い充当しております。充当残額880百万円については、NC-6004、NC-6300及びVB-111の2021年9月までの開発費用として充当することを予定しております。

（注）2020年5月8日付「第16回行使価額修正条項付新株予約権の行使期間満了に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、第16回新株予約権については、2020年5月7日をもって行使期間が満了し、未行使の1,813個については会社法第287条の規定により消滅いたしました。なお、メリルリンチ日本証券株式会社からは、第16回新株予約権の発行に際して締結したコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、第16回新株予約権の取得に係る請求を受けましたが取得を実施せず、これに代えて、取得がなされていたと仮定した場合における当社の支払金額（10,071,215円）を、2020年5月8日付で同社に対して支払っております。したがって、「現時点における充当状況」の欄につきましては、「現時点における調達資金の額」の欄に記載の金額（2,290,071,955円）から、上記支払金額（10,071,215円）を差し引いた金額である約2,280百万円について、現時点における充当状況を記載しております。

5. 資金使途の合理性に関する考え方

本件第三者割当により調達する資金は、「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期（2）調達する資金の具体的な使途」に記載する使途に充当することにより、将来に向けて事業の拡大、収益向上及び財務基盤の強化を図ることが可能となり、当社の企業価値及び株式価値の向上に資する合理的なものであると考えております。

6. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、本新株予約権付社債の発行条件及び本新株予約権の発行価額の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である株式会社プルータス・コンサルティング（東京都千代田区霞が関三丁目2番5号、代表取締役社長野口真人、以下、「プルータス・コンサルティング」といいます。）に対して価値算定を依頼しました。当社は、プルータス・コンサルティングから提供された算定結果を踏まえ、下記のとおり、各証券の発行条件の合理性を判断しております。

- ① 本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては、割当予定先との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日（2021年4月22日）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値299円を基準として、当社の財政状況及び経営状態を鑑み、割当予定先との協議の結果、308円に決定いたしました。
- ② 本件第三者割当に係る取締役会決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を基準といたしましたのは、過去の特定期間における終値平均値にあつてはその時々々の経済情勢、株式市場を取り巻く環境、当社の経営・業績動向など様々な要因により株価が形成されていることから、過去1ヶ月平均、3ヶ月平均、6ヶ月平均といった過去の特定期間の終値平均を参考とするよりも、直近の四半期末の財務状況を踏まえて形成されていると考えられる発行決議日の前取引日終値を参考とすることが、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。参考までに、本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額は、発行決議日の前取引日を基準とした過去1ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価（小数点第3位を四捨五入、以下同様）303.52円に対し1.48%（小数点第3位を四捨五入、以下同様）のプレミアム、発行決議日の前取引日を基準とした過去3ヶ月

間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価319.40円に対し3.57%のディスカウント、また、過去6ヶ月間の当社普通株式の普通取引の終値の平均株価332.52円に対し7.37%のディスカウントとなっております。

- ③ 本新株予約権付社債については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（約2年7ヶ月間）、無リスク利率（-0.139%）、株価変動性（68.85%）、発行会社及び割当予定先の行動（割当先は、発行日以降、株価が転換価格を上回っている場合、随時普通株式への転換を行い、取得した株式を市場において売却するものとする。ただし、売却にあたっては市場への影響を考慮し、1日の平均売買出来高（1,600,000株）の5%（約80,000株/日）を目安に、日々売却するものとし、行使して取得した株式をすべて売却したうえで、次の本新株予約権付社債を普通株式へ転換するものとする。当社は基本的には割当先の転換を待つものとする。満期時点において残存する本新株予約権付社債については償還を行うものとする。）、その他本新株予約権付社債の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価（額面100円当たり100円）とプルータス・コンサルティングの算定した公正価値（額面100円当たり約99.9円）を比較した上で、本新株予約権付社債の実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。
- ④ 本新株予約権については、株価（取締役会決議日の前取引日の株価）、配当率（0%）、権利行使期間（約2年7ヶ月間）、無リスク利率（-0.139%）、株価変動性（68.85%）、発行会社及び割当予定先の行動（割当予定先は、本新株予約権付社債が残存しておらず株価が行使価額を上回っている場合、権利行使を行い取得した株式を売却するものとする。但し、1度の権利行使では800個（80,000株分）ずつ行使するものとし、売却にあたっては、1日当たり売買出来高平均値（約1,600,000株/日）の約5%（約80,000株/日）を目安に、日々売却するものとし、保有する株式を全て売却した後、次の行使を行うものとする。当社は、基本的に権利行使を待つものとする。但し、株価が発行時株価の250%を超過した場合、本新株予約権を取得するものとする。）、その他本新株予約権の発行要項、発行条件及び本投資契約に定められた諸条件の下、一般的な株式オプション価値算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定しております。その上で、当社は、本新株予約権の発行価額は、公正価値と同額の、1個当たりの払込価額を、30円としており、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないと判断しました。かかる本新株予約権付社債の転換価額及び本新株予約権の行使価額につきましては日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠しております。なお、当社監査役3名（全員が株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員である社外監査役）からは、本件発行証券の発行要項の内容及び上記のプルータス・コンサルティングの算定結果を踏まえ、下記事項について確認し、本件発行証券の発行条件が割当予定先に特に有利でなくかつ適法であると判断した旨の意見表明を受けております。
- ・本件発行証券の発行について、監査役会として本件第三者割当の担当取締役らによる説明を受け、資金調達目的、必要性等について聴取し、その結果、取締役の意思決定として経営判断の原則に則り適正に行われていること。
 - ・プルータス・コンサルティングは企業価値評価実務、発行実務を熟知しており、これらに関連する法律・財務問題に関する知識・経験を豊富に有し、また当社経営陣から独立していると認められること。
 - ・発行条件等については企業価値評価に定評のあるプルータス・コンサルティングに依頼し価値評価を行っており、同社担当者より評価ロジック、前提となる基礎数値について説明を受け、その妥当性が認められること。
 - ・プルータス・コンサルティングの評価報告書に記載された公正価値と比較して、本件発行証券のいずれも有利発行に該当しないこと。
 - ・上記の点から、プルータス・コンサルティングによる価値算定に依拠することに問題がないと考えられること。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

- ① 発行数量に関しては、当社株式の直近6ヶ月（123取引日）の売買高は129,228,100株、3ヶ月（62取引日）では56,706,000株、1ヶ月（23取引日）では15,862,800株に対し、本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で3,733,766株、転換期間は約2年7ヶ月間、本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で9,740,200株、行使期間は約2年7ヶ月間、本件の対象となる合計株式数13,473,966株（第18回新株予約権を含めた場合の合計株式数は21,313,966株）を約2年7ヶ月間で消化するためには、それぞれ直近6ヶ月の売買高ベースでは行使期限までの想定売買高の1.93%（第18回新株予約権を含めた場合の合計株式数21,313,966株に対する比率としては、3.05%）、直近3ヶ月の売買高ベースでは行使期限までの想定売買高の2.20%（第18回新株予約権を含めた場合の合計株式数21,313,966株に対する比率としては、3.48%）、直近1ヶ月の売買高ベースでは行使期限までの想定売買高の2.62%（第18回新株予約権を含めた場合の合計株式数21,313,966株に対する比率としては、4.15%）となり、合理性があるものと考えております。また、本転換社債型新株予約権及び本新株予約権の転換価格・行使価額は固定されており、割当予定先による過度の売却が割当予定先の利益にそぐわないこと、また保有株式の売却の際には、割当予定先は市場に配慮した上で行う旨、口頭で伺っていることから、割当予定先による過度な売り圧力とはならないと認識しております。
- ② 本転換社債型新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で3,733,766株であり、転換価額が固定されているため、発行後の交付予定株式数の変動はありません。
- ③ 本新株予約権の行使により新たに発行される予定の当社普通株式数は最大で9,740,200株であり、本新株予約権については、一定の条件のもと当社の判断により残存している本新株予約権の全部又は一部を取得することが可能となっており、希薄化を抑制できる仕組みになっております。
- ④ 上記のとおり、本件発行証券に係る潜在株式数は、合計最大で13,473,966株（議決権の数は134,739個）であり、2021年3月31日現在の発行済株式総数69,882,158株（総議決権数698,652個）に対して、合計19.28%（議決権比率19.29%）となります。
- ⑤ 当社としましては、企業価値及び株主価値の向上を実現するためには、当社が必要とする資金を迅速に調達する必要があると考えております。また、本件発行証券に係る発行数量は、純資産の充実、及び当社の資金需要に対応する資金を確保できるという点において、有用と判断しております。なお、本件発行証券は、転換価額及び行使価額が固定されていることから、株価が転換価額又は行使価額を下回る場合には転換又は行使は進まないため、本資金調達による株価下落リスクは限定的であると考えております。よって、当社普通株式の市場株価が転換価額及び行使価額を上回って推移するよう経営努力を先行させ、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使を促進することで、自己資本が増強され、1株当たり純資産の改善を図ることが可能であると考えております。また、割当予定先の持つノウハウ、ネットワークを活用して、成長投資を行うことで企業価値及び株主価値の向上に資すると見込まれることから、本件発行証券は既存株主の皆様にも理解いただくことができる内容であると考えており、発行数量及び株式の希薄化の規模において合理性があるものと考えております。したがって、当社としましては、核酸創薬及びM&Aや提携の推進に係る資金を確保することを目的とする今回の第三者割当による本件発行証券の募集の発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(2021年3月31日現在)

名称	THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合	
所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36階	
設立根拠等	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号、その後の改正を含む。）	
組成目的	日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として本組合は組成されました。	
組成日	2017年1月20日	
出資の総額	6,000,000,000円	
出資者・出資比率・出資者の概要	業務執行組員株式会社ウィズ・パートナーズ 1.66%その他の出資者については、国内の機関投資家9社、国内の事業会社5社、個人投資家4人で構成されておりますが、具体的な名称及び出資比率の記載については本ファンドの方針（出資者との守秘義務契約）により控えさせていただきます。	
業務執行組員の概要	名称	株式会社ウィズ・パートナーズ
	所在地	東京都港区愛宕二丁目5番1号 愛宕グリーンヒルズ MORI タワー36階
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 松村 淳
	事業内容	1. 国内外のライフサイエンス（バイオテクノロジー）分野・IT（情報通信）分野などを中心とした企業に対する投資・育成 2. 投資事業組合の設立及び投資事業組合財産の管理・運用 3. 経営全般に関するコンサルティング 4. 第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業
	資本金	1億円
	主たる出資者及び出資比率	1. 9.76% 松村 淳 2. 90.24% その他25名
上場会社と当該ファンドとの間の関係	上場会社と当該ファンドとの間の関係	当該ファンドは当社の第18回新株予約権21,899個（普通株式2,189,900株相当）を保有しております。
	上場会社と業務執行組員との間の関係	該当事項はありません。

※当社は、割当予定先である THE ケンコウ FUTURE ファンド及びその業務執行組員であるウィズ・パートナーズ並びにその代表者及び役員が、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社トクチャー（東京都千代田区神田駿河台三丁目2番1号 新御茶ノ水アーバントリニティ6階、代表取締役社長 荒川一枝）に調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。また、割当予定先の主たる出資者及び他の出資者についても、未上場企業及び個人については、株式会社トクチャーに調査を依頼し、確認を行った結果、反社会的勢力との関係が疑われる旨の該当報告はございませんでした。さらに、他の出資者のうち東京証券取引所に上場する会社が見受けられますが、それらの会社については、証券取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書及び行動規範等において反社会的勢力との一切の関係を遮断すること等の反社会的勢力排除に向けた基本方針を定めていることをホームページにより確認しております。

なお、当社は、割当予定先、割当予定先の業務執行組合員、及びその代表者並びに割当予定先の出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認している旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、本件第三者割当に至るまで、2019年5月13日付で、第4回無担保転換社債型新株予約権付社債をウィズ・ヘルスケアファンドに対し、第17回新株予約権をウィズ・ヘルスケアファンドに対し、第18回新株予約権をウィズ・ヘルスケアファンド及びTHEケンコウFUTUREファンドに対し、それぞれ発行しており、また、2015年10月8日付で、ウィズ・ヘルスケアファンドに対し、第3回無担保転換社債型新株予約権付社債及び第14回新株予約権を発行しているほか、2012年3月21日付で、ウィズ・パートナーズが創設及び運営を行っているウィズ・ヘルスケアPE1号投資事業有限責任組合及びシーエスケイブイシー技術革新成長支援ファンド投資事業有限責任組合に対し、第1回及び第2回転換社債型新株予約権付社債並びに第8回新株予約権を発行しております。ウィズ・パートナーズは、日本におけるバイオベンチャー黎明期から投資をし、また国内外の投資先のIPO、M&A、事業提携等に多くの実績を残してきたことから、その長い経験を基にしたグローバルなネットワークを構築しています。バイオ・ヘルスケア分野のプロフェッショナルであることに加え、企業経営等に精通したメンバーが参加している会社でもあり、ミセル化ナノ粒子という当社のプラットフォーム技術を基礎に、抗がん剤の創薬事業を進める当社の経営方針及び事業内容並びに事業に必要な資金調達に深い理解を示していただき、これまでの長期間にわたり良好な関係を構築してまいりました。

従来よりウィズ・パートナーズとは、当社の企業価値を高めるために、その国内外の幅広いネットワークを活用した製薬企業との提携等の事業開発、当社と相乗効果があるテクノロジーやパイプラインの探索及び獲得という事業面でのサポート及びIRを含めた経営面でのサポートをいただいております。2012年1月に初めてウィズ・パートナーズからの資金調達を行ったのち、2017年までの間はウィズ・パートナーズから取締役2名及び事業開発担当部長1名の派遣を受け、経営全般、人事、製薬企業との提携、IRなどの側面において、ハンズオンでの企業価値向上の支援を受けており、ウィズ・パートナーズの仲介により2012年3月にエーザイ株式会社との共同研究、2012年7月に株式会社アルビオンとの共同開発、2012年10月に信越化学工業株式会社との資本業務提携など多くの事業開発成果を出してまいりました。

かかる状況において、上述のとおり当社のmRNA創薬などの核酸医薬パイプラインの創出及びオープンイノベーションによる革新的技術の取り込みや、収益化を見込んだ新しいモダリティによる創薬事業の拡大を推進していくために引続き資金が必要な中で、ウィズ・パートナーズと協議を重ねておりましたところ、2021年1月に、本件第三者割当の提案を受けました。今回の割当予定先であるTHEケンコウFUTUREファンドも日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成されたファンドであって、当社の事業が割当予定先の企図する投資対象に合致することに加えて、ウィズ・パートナーズが業務執行組合員を務める投資ファンドを通じてアクセリードを100%保有しており、アクセリードは持株会社として傘下に医薬品・医療機器の研究開発から製造に渡るバリューチェーンを構築・拡大しており、アクセリードとの戦略的業務提携を見据えて、投資の提案があったものです。

当社は、今後、「グローバル・イノベーション・ファーマ」へ成長するための早急なる基盤構築のためには、ウィズ・パートナーズによる支援が不可欠と考えており、これまでの継続的な関係を通じて同社には当社の事業内容、経営課題及び資本政策に十分な理解を得ていただいていることから、割当予定先として選定いたしました。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先であるTHEケンコウFUTUREファンドは、日本のヘルスケア関連企業を中心として、成長性の高い未公開及び公開企業に対して投資を行い、その成長発展を支援することを目的として組成され、当社に対する投資については、「4. 調達する資金の額、用途及び支出予定時期 (2)

調達する資金の具体的な使途」に記載のとおりを使用されるほか、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズを通して国内外の企業等との業務提携等、当社の企業価値向上に資する施策の支援をいただく予定であります。

割当予定先からは、本件発行証券並びに本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の保有方針につきまして、以下のとおり口頭にて確認しております。

- ① 原則として、長期間保有する意思はなく、市場動向、投資家の需要、当社の事業提携先の意向等を勘案しながら売却するとの方針であり、具体的には、市場での売却のほか、当社と事業上のシナジー効果が見込まれる先又は当社の安定株主となり得る先への譲渡を可能な限り模索し、株主構成の最適化を通じて、株式市場における評価を高めていく目標であること。
- ② 現時点では本新株予約権付社債の転換と本新株予約権の行使の順序は未定であるが、当社の事業遂行、株価動向、市場における取引状況、市場への影響等に十分に配慮しながら、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使並びに当社普通株式の売却を行うこと。
- ③ 本件第三者割当に伴い割当予定先は、当社の主要な株主より当社普通株式について借株を行うことについて交渉を行う旨を本投資契約へ記載し、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、株価変動リスクをヘッジする目的で売付けを行うこと。但し、ヘッジ目的の売付けは、関連する割当決議が公表されてから行われることになり、割当予定先がかかる借株を用いて割当ての転換価額及び行使価額に影響を与える売付けは行わないこと。また、割当予定先は、かかるヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行わないこと。

但し、割当予定先は、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、市場への影響に十分配慮しつつ、インサイダー取引規制なども考慮した上で、当該当社普通株式を市場において売却する可能性があります。なお、当社普通株式の市場売却については、割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズは、当社の事業開発に協力する過程において、当社の重要事実を得る機会が生じることもありえます。ウィズ・パートナーズが重要事実を知った場合においては、当該重要事実が公表されるまでの期間、インサイダー取引規制上、当社普通株式を株式市場で売却することはできないこととなります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である THE ケンコウ FUTURE ファンドの払込みに要する財産の存在については、ウィズ・パートナーズから、THE ケンコウ FUTURE ファンドの 2021 年 4 月 22 日現在の預金残高照会帳票を入手し、THE ケンコウ FUTURE ファンドに割り当てる予定の本件発行証券の発行価額及びその行使に際して必要となる金額を十分に賄える自己資金を保有していることを確認しており、THE ケンコウ FUTURE ファンドに割り当てる予定の本新株予約権の発行に係る払込みのために必要な資金を保有していることを確認いたしました。

また、本新株予約権の行使に伴う払込金額相当分の払込みについては、割当予定先の組合契約で許される「金融機関等からの借入れ又は業務執行組合員による立替金」のいずれかの方法による資金を用いて、本新株予約権の行使をする予定と聞いております。そこで、当社は割当予定先の業務執行組合員の預金残高を確認するとともに、金融機関等からの借入の実現性に関しては割当予定先の業務執行組合員であるウィズ・パートナーズが同じく業務執行組合員を務めるウィズ・ヘルスケアファンドが過去に金融機関等から借入れた事例や実績について、ヒアリングを行うことで確認し、業務執行組合員による立替金については、投資事業有限責任組合契約の書面及び 2021 年 4 月 22 日時点の業務執行組合員の預金残高につき預金残高照会の写しにて確認を行っております。

以上により、本件発行証券に係る払込金額及び本新株予約権の行使に伴う払込金額相当分の払込みに支障はないと判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本件発行証券の発行に伴い、当社が別途指定する主要な株主は、その保有する当社普通株式について、割当予定先への貸株を行う予定です。割当予定先は、本新株予約権付社債の転換及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の本件に関わる空売りを目的として、当社普通株式の借株は行いません。

8. 大株主及び持株比率

募集前（2021年3月31日現在）		
氏名又は名称	持株数（株）	持株比率（%）
信越化学工業株式会社	1,660,000	2.38
ファストトラックイニシアティブ2号投資事業有限責任組合	1,557,306	2.23
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	1,213,559	1.74
中富一郎	969,000	1.39
松井証券株式会社	802,400	1.15
CYNTEC CO., LTD.	787,400	1.13
ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社	750,000	1.07
京滋建設株式会社	640,900	0.92
木村昌二	610,000	0.87
大和証券株式会社	465,400	0.67

- (注) 1. 割当予定先の保有方針は上記「7. 割当予定先の選定理由等 (3) 割当予定先の保有方針」記載のとおり、長期保有ではありませんので、募集後の大株主及び持株比率は省略しております。
2. 募集前の持株比率は、2021年3月31日現在の株主名簿をもとに算出しています。
3. 当社は、自己株式26株（2021年3月31日現在）を保有しておりますが、上記表には含めておらず、また、「持株比率」の算出においても分母から除外しております。
4. 上記の割合は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

9. 今後の見通し

本件により当期（2022年3月期）の業績に与える影響は軽微であります。開示すべき事項が発生した場合には、速やかに開示いたします。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

上記「6. 発行条件等の合理性 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、2021年3月31日現在の発行済株式に係る総議決権数に対して最大19.28%の希薄化が生じます。このため、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものでないこと（本転換社債型新株予約権及び本新株予約権全てが権利行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと）から、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める経営者から一定程度独立した者より当該割当ての必要性及び相当性に関する意見の入手並びに株主の意思確認手続きは要しません。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(2)	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	259百万円	496百万円	552百万円
営業利益	△5,351百万円	△1,802百万円	△1,105百万円
経常利益	△5,304百万円	△1,774百万円	△1,144百万円
当期純利益	△5,416百万円	△1,808百万円	△2,009百万円
1株当たり当期純利益	△125.39円	△39.14円	△32.68円
1株当たり配当金	－円	－円	－円
1株当たり純資産	103.38円	117.22円	131.33円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況 (2021年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	69,882,158株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	9,959,000株	14.25%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	－	－

(3) 最近の株価の状況

①最近3年間の状況

	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
始値	737円	428円	236円
高値	804円	481円	752円
安値	281円	167円	196円
終値	420円	238円	307円

(注)各株価は、東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

②最近6ヶ月間の状況

	2020年		2021年			
	11月	12月	1月	2月	3月	4月
始値	363円	372円	316円	326円	345円	310円
高値	422円	393円	361円	349円	358円	319円
安値	351円	296円	304円	309円	297円	294円
終値	364円	316円	331円	342円	307円	299円

(注)2021年4月の株価については、2021年4月22日現在で表示しております。

③発行決議日前営業日における株価

	2021年4月22日
始値	300円
高値	302円
安値	297円
終値	299円

(4)最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

①第三者割当増資

払込期日	2018年4月27日
調達資金の額	1,203,000,000円
発行価額	806円
募集時における発行済株式数	43,236,584株
当該募集による発行株式数	1,500,000株
募集後における発行済株式総数	44,736,584株
割当先	ノーリツ鋼機バイオホールディングス合同会社
発行時における当初の資金使途	ジーンテクノサイエンス株式取得費用
発行時における支出予定時期	2018年4月
現時点における充当状況	調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済み

②第三者割当による第16回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行

割当日	2018年4月27日
発行新株予約権数	6,481個
発行価額	5,555円（総額36,001,955円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	4,828,422,955円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	43,236,584株
当該募集による潜在株式数	6,481,000株
現時点における行使状況	行使済株式数：4,668,000株 （残新株予約権数一個、行使価額429円） 行使価額は2020年5月7日の行使期間満了時の価額です。
現時点における調達資金の額	2,290,071,955円
発行時における当初の資金使途	開発パイプラインの研究開発費用
発行時における支出予定時期	2018年10月～2021年9月
現時点における充当状況	調達資金約2,280百万円（注）のうち1,400百万円を当初の資金使途に従い充当しております。充当残額880百万円については、NC-6004、NC-6300及びVB-111の2021年9月までの開発費用として充当することを予定しております。

(注) 2020年5月8日付「第16回行使価額修正条項付新株予約権の行使期間満了に関するお知らせ」に記載いたしましたとおり、第16回新株予約権については、2020年5月7日をもって行使期間が満了し、未行使の1,813個については会社法第287条の規定により消滅いたしました。なお、メリル

リンチ日本証券株式会社からは、第16回新株予約権の発行に際して締結したコミットメント条項付き第三者割当て契約に基づき、第16回新株予約権の取得に係る請求を受けましたが取得を実施せず、これに代えて、取得がなされていたと仮定した場合における当社の支払金額（10,071,215円）を、2020年5月8日付で同社に対して支払っております。したがって、「現時点における充当状況」の欄につきましては、「現時点における調達資金の額」の欄に記載の金額（2,290,071,955円）から、上記支払金額（10,071,215円）を差し引いた金額である約2,280百万円について、現時点における充当状況を記載しております。

③第三者割当て増資

払込期日	2019年5月13日
調達資金の額	295,965,000円（差引手取概算額）
発行価額	425円
募集時における発行済株式数	49,456,584株
当該募集による発行株式数	705,800株
募集後における発行済株式総数	50,162,384株
割当先	Cyntec Co., Ltd.
発行時における当初の資金使途	シスプラチンミセル（NC-6004）の臨床開発費用
発行時における支出予定時期	2019年6月～2019年12月
現時点における充当状況	調達資金全額につき、発行時における当初の資金使途に沿って充当済み

④第三者割当てによる行使価額修正条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債

割当日	2019年5月13日
発行新株予約権数	40個
発行価額	58,625,000円
発行時における調達予定資金の額	本新株予約権付社債の発行に際しては既存社債が出資されたため、新たに調達される資金はありません。
割当先	ウィズ・ヘルスケアファンド
募集時における発行済株式数	49,456,584株
当該募集による潜在株式数	6,122,715株
現時点における行使状況	8,055,017株（転換（行使）済の新株予約権個数：40個）
現時点における調達資金の額	—
発行時における当初の資金使途	—
現時点における充当状況	—

⑤第三者割当による第17回新株予約権（行使価額修正条項付）

割 当 日	2019年5月13日
発行新株予約権数	78,400個
発行価額	37,632,000円（1個当たり480円）
発行時における 調達予定資金の額	3,002,720,000円
割 当 先	ウィズ・ヘルスケアファンド
募集時における 発行済株式数	49,456,584株
当該募集による 潜在株式数	7,840,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：7,840,000株 （残新株予約権数一個、行使価額243円） 行使価額は2019年9月10日の最終行使日の価額です。
現時点における 調達資金の額	1,915,386,000円
発行時における 当初の資金用途	① 資本・事業提携・新規事業費用 ② 基礎研究・開発パイプラインの研究開発費用
発行時における 支出予定時期	① 2019年5月～2022年4月 ② 2020年1月～2022年12月
現時点における 充当状況	調達した1,915百万円のうち200百万円を当初の資金用途に従い②の研究開発費用に充当しております。充当残額1,715百万円については、現在進行中のNC-6004の頭頸部がん対象の免疫チェックポイント阻害剤との併用による第Ⅱ相臨床試験費用、セオリアファーマ株式会社との共同開発によるENT103の承認申請までの臨床開発費用、VB-111国際共同第3相臨床試験の国内実施のための開発費用として2021年10月以降、順次充当することを予定しており、支出するまでは銀行預金等の安全な運用方法で管理いたします。

⑥第三者割当による第18回新株予約権

割 当 日	2019年5月13日
発行新株予約権数	78,400個
発行価額	7,056,000円（第18回新株予約権1個当たり90円）
発行時における 調達予定資金の額	3,009,776,000円
割 当 先	ウィズ・ヘルスケアファンド 56,501個 THE ケンコウ FUTURE ファンド 21,899個
募集時における 発行済株式数	49,456,584株
当該募集による 潜在株式数	7,840,000株
現時点における 行使状況	行使済株式数：一株 （残新株予約権数78,400個）
現時点における 調達資金の額	－円
発行時における 当初の資金用途	① 資本・事業提携・新規事業費用 ② 基礎研究・開発パイプラインの研究開発費用

発行時における 支出予定時期	① 2019年5月～2022年4月 ② 2020年1月～2022年12月
現時点における 充 当 状 況	—

(注) 第三者割当による本件発行証券の発行に伴い、第18回新株予約権の行使価額については、381.96
円に調整されることとなります。当該調整後の行使価額の適用日は、2021年5月11日です。

以上

ナノキャリア株式会社 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債
発行要項

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「当社」という。）が2021年4月23日付の取締役会の決議により2021年5月10日に発行するナノキャリア株式会社 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債にこれを適用する。

1. 募集社債の名称 ナノキャリア株式会社 第5回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「**本新株予約権付社債**」といい、そのうち社債のみを「**本社債**」、新株予約権のみを「**本転換社債型新株予約権**」という。）
2. 募集社債の総額 金1,150,000,000円（額面総額1,150,000,000円）
3. 各募集社債の金額 金28,750,000円の1種
4. 各募集社債の払込金額 金28,750,000円（額面100円につき金100円）
5. 各新株予約権の払込金額 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
6. 新株予約権付社債の券面 本新株予約権付社債については、社債券及び新株予約権証券を発行しない。
なお、本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本社債又は本転換社債型新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
7. 利率 本社債には利息を付さない。
8. 申込期日 2021年5月10日
9. 申込取扱場所 ナノキャリア株式会社 コーポレート本部
東京都中央区京橋一丁目4番10号 大野屋京橋ビル
10. 本社債の払込期日 2021年5月10日
11. 新株予約権の割当日 2021年5月10日
12. 募集の方法及び割当先
第三者割当の方法により、THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合に割り当てる。
13. 物上担保・保証の有無
本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
14. 社債管理者の不設置
本新株予約権付社債は、会社法第702条但書及び会社法施行規則第169条の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
15. 財務上の特約
 - (1) 担保提供制限
当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後に当社が今後国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債（会社法第2条第22号に定められた新株予約権付社債であって、会社法第236条第1項第3号の規定に基づき、新株予約権の行使に際して、当該新株予約権に係る社債を出資の目的とすることが新株予約権の内容とされたものをいう。）に担保付社債信託法に基づき担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも同法に基づき同順位の担保権を設定する。当社が、本新株予約権付社債のために担保権を設定する場合には、当社は、直ちに登記その他必要な手続きを完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。

(2) その他の条項

本新株予約権付社債には担保切換条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

16. 償還の方法

- (1) 本社債は、2023年12月29日（以下「償還期限」という。）にその総額を額面100円につき金100円で償還する。
- (2) 当社は、2021年5月10日以降、2023年12月28日までの期間、その選択により、本新株予約権付社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の1ヶ月以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、以下に記載の割合を残存する本新株予約権付社債の全部又は一部の額面金額に乗じた金額で繰上償還することができる。

・2021年5月10日から2022年5月9日までの期間：	101.0%
・2022年5月10日から2023年5月9日までの期間：	102.0%
・2023年5月10日から2023年12月28日までの期間：	103.0%
- (3) 本社債権者は、本新株予約権付社債の発行後、その選択により、当社に対して、償還すべき日（償還期限より前の日とする。）の15日前までに事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面金額に110.0%の割合に乗じた金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- (4) 本項に基づき本新株予約権付社債を償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

17. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合は、本社債について期限の利益を喪失する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合、本社債権者に対し直ちにその旨を公告する。

- (1) 当社が、いずれかの本社債につき、本要項第15項第(1)号又は第16項の規定に違反し、30日以内にその履行をすることができないとき。
- (2) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失したとき、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (3) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにも拘わらず、その履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が1億円を超えない場合はこの限りではない。
- (4) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てをし、又は取締役会において解散（新設合併若しくは吸収合併の場合で、本新株予約権付社債に関する義務が新会社若しくは存続会社へ承継され、本社債権者の利益を害さないと認められる場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (5) 当社が、破産手続開始決定、民事再生手続開始決定若しくは会社更生手続開始決定又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (6) 当社の事業経営に不可欠な資産に対し強制執行、仮差押若しくは仮処分がなされたとき、競売（公売を含む。）の申立てがあったとき若しくは滞納処分としての差押えがあったとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害する事実が生じたとき。

18. 本社債に付する新株予約権の数

各本社債に付する本転換社債型新株予約権の数は1個とし、合計40個の本転換社債型新株予約権を発行する。

19. 本転換社債型新株予約権の内容

(1) 本転換社債型新株予約権の目的となる株式の種類及び数の算定方法

本転換社債型新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本転換社債型新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）する数は、行使請求に係る本転換社債型新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第(3)号記載の転換価額（但し、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整さ

れた場合は調整後の転換価額) で除して得られる最大整数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

- (2) 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額
本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本転換社債型新株予約権に係る本社債とし、当該社債の価額はその払込金額と同額とする。
- (3) 転換価額
本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株当たりの額(以下「**転換価額**」という。)は、当初308円とする。但し、転換価額は、本項第(4)号乃至第(8)号の定めるところに従い調整される。
- (4) 転換価額の調整
当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、本項第(5)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「**転換価額調整式**」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

- (5) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合(かかる株式の発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。)、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- ③ 本項第(7)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション(かかるストック・オプションの発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。))を発行する場合を除く。)する場合

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「**取得請求権付株式等**」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は

割当日)の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力発生日)の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- ④ 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価(本④において「取得価額等」という。)の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更(本号乃至第(8)号と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。)が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日(以下「修正日」という。)における本項第(7)号②に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③による転換価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の転換価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして本号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号③又は上記(i)による転換価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの、本項第(7)号④に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の転換価額は、当該超過株式数を転換価額調整式の「交付株式数」とみなして、転換価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 本号③乃至④における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(本号③における新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該転換価額の調整においては、当該対価を転換価額調整式における 1 株当たりの払込金額とする。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで本転換社債型新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については本項第(17)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

- ⑦ 本号①乃至④に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の転換価額は、本号①乃至⑥の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

- (6) 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が 1 円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。
- (7) ① 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位を四捨五入する。
- ③ 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- ④ 完全希薄化後普通株式数は、調整後の転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該転換価額の調整前に、本項第(5)号乃至第(8)号に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該転換価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
- (8) 本項第(5)号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第 762 条第 1 項に定められた新設分割、会社法第 757 条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。
- ④ 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (9) 本項第(4)号乃至第(8)号により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
- (10) 本転換社債型新株予約権を行使することができる期間
2021 年 5 月 10 日から 2023 年 12 月 28 日までとする。但し、①当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、③本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。上記いずれの場合も、2023 年 12 月 29 日以後に本転換社債型新株予約権を行使することはできない。
- (11) その他の本転換社債型新株予約権の行使の条件
各本転換社債型新株予約権の一部行使はできない。

- (12) 本転換社債型新株予約権の取得の事由及び取得の条件
取得の事由及び取得の条件は定めない。
- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 1 株の発行価格
本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式 1 株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、本項第(1)号記載の株式の数で除した額とする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額とする。また、本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。
- (14) 本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととする理由及び転換価額の算定理由
本転換社債型新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本転換社債型新株予約権の行使に際して当該本転換社債型新株予約権に係る本社債が出資され、本社債と本転換社債型新株予約権が相互に密接に関係することを考慮し、また、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の新株予約権に関する評価結果及び本社債の利率、繰上償還、発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値を勘案して、本転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないこととし、転換価額は当初 308 円とした。
- (15) 新株予約権の行使請求の方法
本転換社債型新株予約権を行使請求しようとする本社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本転換社債型新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、本項第(10)号記載の行使期間中に、本項第(18)号記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
- (16) 新株予約権の行使請求の効力発生時期
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が本項第(18)号記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- (17) 株式の交付方法
当社は、本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。
- (18) 本転換社債型新株予約権の行使請求受付場所
ナノキャリア株式会社 コーポレート本部
東京都中央区京橋一丁目 4 番 10 号 大野屋京橋ビル
20. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）
ナノキャリア株式会社 コーポレート本部
21. 本社債権者に通知する場合の公告の方法
本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。但し、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

22. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも 3 週間前までに本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は東京都においてこれを行う。
- (3) 本社債総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の 1 以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

23. 費用の負担

以下に定める費用は、当社の負担とする。

- (1) 第 21 項に定める公告に関する費用
- (2) 第 22 項に定める社債権者集会に関する費用

24. 譲渡制限

本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。

25. その他

- (1) その他本新株予約権付社債の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権付社債の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

**ナノキャリア株式会社 第19回新株予約権
発行要項**

本要項は、ナノキャリア株式会社（以下「当社」という。）が2021年4月23日付の取締役会の決議により2021年5月10日に発行するナノキャリア株式会社 第19回新株予約権にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称 ナノキャリア株式会社 第19回新株予約権（以下「**本新株予約権**」という。）
2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - (1) 本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その総数は9,740,200株とする（本新株予約権1個の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を「**交付**」という。）する数（以下「**交付株式数**」という。）は、100株とする。）。但し、本項第(2)号乃至第(4)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数も調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
 - (2) 当社が第11項及び第12項の規定に従って、行使価額（第10項第(2)号に定義する。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第11項及び第12項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第12項及び第15項による行使価額の調整に関し、各調整事由毎に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
3. 本新株予約権の総数 97,402 個
 4. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個当たり金30円
 5. 新株予約権の払込金額の総額 金2,922,060円
 6. 申込期日 2021年5月10日
 7. 割当日及び払込期日 2021年5月10日
 8. 申込取扱場所 ナノキャリア株式会社 コーポレート本部
東京都中央区京橋一丁目4番10号 大野屋京橋ビル
 9. 募集の方法及び割当先 第三者割当の方法により、THE ケンコウ FUTURE 投資事業有限責任組合に97,402個を割り当てる。
 10. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に当該行使に係る本新株予約権の交付株式数を乗じた額とする。
 - (2) 本新株予約権の行使により、当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「**行使価額**」という。）は、当初308円とする。但し、行使価額は第11項の定めるところに従い調整されるものとする。

11. 行使価額の調整

当社は、当社が本新株予約権の発行後、第12項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「**行使価額調整式**」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

12. 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- (1) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（但し、当社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限株式報酬として株式を交付する場合（かかる株式の発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。）、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- (2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。但し、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 第14項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行（無償割当ての場合を含むが、当社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション（かかるストック・オプションの発行時の発行済株式総数を用いて算出した希薄化率が3%未満の場合に限る。）を発行する場合を除く。）する場合

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「**取得請求権付株式等**」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日（基準日を定めない場合には効力発生日）の翌日以降これを適用する。

上記に拘わらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が、取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行

使価額調整式の「交付株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4) 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株当たりの対価（本号において「取得価額等」という。）の下方修正その他これに類する取得価額等の下方への変更（本項乃至第 15 項と類似の希薄化防止条項に基づく取得価額等の調整を除く。以下「下方修正等」という。）が行われ、当該下方修正等後の取得価額等が、当該下方修正等が行われる日（以下「修正日」という。）における第 14 項第(2)号に定める時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして本項第(3)号の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(3)号又は上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが当該下方修正等後の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの第 14 項第(4)号に定める完全希薄化後普通株式数が、当該下方修正等が行われなかった場合の既発行株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降これを適用する。
- (5) 本項第(3)号乃至第(4)号における対価とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項第(3)号における新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該対価を行使価額調整式における 1 株当たりの払込金額とする。
- (6) 本項第(1)号乃至第(3)号の各取引において、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、割当ての効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。この場合、1 株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については第 24 項第(4)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}}{\text{調整後行使価額}} \times \text{間内に交付された株式数}$$

- (7) 本項第(1)号乃至第(4)号に定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本項第(1)号乃至第(6)号の規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。

13. 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が 1 円未満に留まる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事

由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

14. (1) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (2) 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。気配値表示を含む。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
 - (3) 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする。
 - (4) 完全希薄化後普通株式数は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、第12項乃至第15項に基づき「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（但し、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えたものとする。
15. 第12項の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者（本新株予約権を保有する者をいう。以下同じ。）と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。
- (1) 株式の併合、資本金の減少、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換、株式移転又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
 - (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
 - (4) 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
16. 第11項乃至第15項により行使価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。
17. 本新株予約権を行使することができる期間
2021年5月10日から2023年12月29日までとする。

但し、第 19 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得に係る通知又は公告で指定する取得日の 1 週間前までとする。

18. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

19. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

(1) 当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って 1 ヶ月前に通知又は公告をした上で、かかる通知又は公告で指定した取得日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。

(2) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が株主総会（株主総会の決議を要しない場合は、取締役会）で承認されたとき又は、株式交付計画に基づき株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得した場合は、会社法第 273 条第 2 項及び第 3 項の規定に従って通知又は公告をした上で、当社取締役会が別途定める日に、その時点において残存する本新株予約権の全部を本新株予約権 1 個につき払込金額と同額で取得することができる。

20. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

21. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

22. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

23. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の払込金額（1 個当たり 30 円）は、本要項及び割当先との間で締結する予定の契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関の評価報告書の評価結果を勘案して決定した。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は第 10 項記載のとおりとし、行使価額は、308 円に決定した。

24. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 25 項に定める行使請求受付場所（以下「**行使請求受付場所**」という。）においてこれを取り扱う。

(2) ① 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書（以下「**行使請求書**」という。）に、その行使に係る本新株予約権の内容及び数等必要事項を記載し

て、これに記名捺印した上、第 17 項に定める行使期間中に、行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ② 本新株予約権を行使しようとする場合、本新株予約権者は行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第 26 項に定める払込取扱場所（以下「**払込取扱場所**」という。）の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、当社による書面による承諾がない限り、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な書類の全部が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が払込取扱場所の指定する口座に入金された日に発生する。
 - (4) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第 130 条第 1 項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

25. 行使請求受付場所

ナノキャリア株式会社 コーポレート本部
東京都中央区京橋一丁目 4 番 10 号 大野屋京橋ビル

26. 払込取扱場所

株式会社三井住友銀行 東京中央支店

27. その他

- (1) その他本新株予約権の発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
- (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
- (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。